

## 和歌山県人権教育基本方針の説明

### I 「前文」について

前文では、人権や人権教育に関する取組の経緯と、基本方針を作成するに当たっての考え方を述べています。

第1段落は、「国際的な動向」を述べたものです。

人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験しました。このことへの反省から、国連は、人権の確立を通じ平和な社会を築くことは、国際社会全体に関わる重要な問題であるという認識に立ち、すべての人と国が守るべき基準として「世界人権宣言」を採択しました。以来、同宣言は世界中に影響を与え、各国での取組を促したことから最初に取り上げています。

「人権に関する諸条約」とは、「国際人権規約」、「女子差別撤廃条約」、「人種差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」など、国連が中心となって採択した人権に関する条約のことです。

『人権教育のための国連10年』を定めるなどとは、人権に関する特定の事項に焦点を当てた国連の取組を意味しています。「国際児童年」「国際婦人年」「国際障害者年」など、多くの国際年や国際の10年がありますが、ここでは、「人権教育のための国連10年」を、その例としてあげています。

第2段落は、「国内の動向」を述べたものです。

これまで、わが国においては、日本国憲法にのっとり、基本的人権を保障するための施策が行われてきたことを述べています。

「人権に関する各般の施策」とは、人権に関する諸条約の批准・加入、人権に関する法律（同和対策事業特別措置法、男女雇用機会均等法、障害者基本法、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律など）の制定など、諸制度の整備とそれに基づいた取組のことです。

第3段落は、「本県における取組」を述べたものです。

同和問題の解決に向けた全県的な取組は、多くの面で成果をあげ、人権が尊重される社会の構築に向けた取組へと広がってきたことから、前文において述べています。

一部引用した「和歌山県同和教育基本方針」の目的は、「個人の尊厳を重んじ、合理的精神及び社会連帯意識を身につけ、部落差別を取り除く人間を育成する」です。

「それを支えている様々の不合理な問題」とは、違いを受け入れず同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識などによって起こる人権に関わる問題を意味しています。

「など」は、差別に立ち向かう態度や学力の向上等を意味しています。

第4段落は、「人権を取り巻く情勢」を述べたものです。

社会には、列挙したような人権課題が依然として存在しているという現状認識と、社会の変化に伴い、解決しなければならない新たな人権課題が発生していることを述べたものです。人権課題の例示については、「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「和歌山県人権施策基本方針」を踏まえています。「人権に関する新たな課題」の例として、プライバシーの侵害やインターネットを悪用した人権侵害などがあげられます。

「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」や「和歌山県人権施策基本方針」において、自然との共生を目指すこと、人権尊重の視点に立って環境について考えることが必要であると述べられており、本方針

においても重要な視点であると位置づけています。

第5段落は、「人権の意義」を述べたものです。

人権はすべての人にとってなくてはならない大切なものであり、それが守られ尊重される社会を築いていくことの大切さを述べています。

第6段落は、「人権教育の位置づけ」を述べたものです。

前半部分では、教育活動を行う際には、学習者に人権を尊重しようとする態度をはぐくむことを根底におくことが肝要であるという考えを述べ、後半部分では、現在、基準となっている法令や同和教育の成果をもとに、「人権が尊重される社会を築く人間を育成する」ため積極的に人権教育に取り組んでいくという県教育委員会の決意を述べています。

「人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することを目指した教育」とは、教育基本法でいう「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛する人を育成する」という意味を込めています。

「日本国憲法」以下は、人権教育を進める上で基準となる憲法・条約・法令等を示しています。

## II 「基本方針の各項目」について

### 1 人権教育の目的

人権が尊重される社会を築く人間を育成することを人権教育の目的としています。

「すべての人の尊厳が守られ」とは、『すべて国民は、個人として尊重される』（日本国憲法第13条）、『われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する』（教育基本法前文）という精神に基づき述べたものです。

「自己実現が図られる」とは、自己の能力や可能性を十分に生かし、社会の中で自分の生き方を自分で決めていくことができるようになるということを述べたものです。

「人権及び人権問題について理解を深め」とは、人権とはどのようなものであるかという人権についての概念と社会に存在する人権に関する問題について理解を深めるという意味です。

「人権が尊重される社会を築くための力」とは、上記の理解とこうした社会の構築を目指して積極的に社会に関わっていかこうとする態度やそれを実現するための技能のことであり、次の(1)～(3)に具体的にまとめています。

#### (1) 人権教育の具体的な目標 1

「自分自身が価値ある大切な存在であるという感情」とは、セルフエスティーム（自尊感情・自己尊重の感情と訳される）という概念を述べたものです。セルフエスティームは、うぬぼれやおごりではなく、自分自身をかけがえのない大切な存在であると認識し、自己の存在を肯定的にとらえようとする意識のことで、こうした感情を持つことで、自分だけでなく他者をも肯定的にとらえられるようになると言われており、人権を学ぶ上で基礎となる力として位置づけました。

「公正や公平を重んじ」とは、他者に対して公正・公平であるという意味であり、こうした価値を重んじて物事を判断する力を身につけることを述べたものです。

「他の人と共によりよく生きようとする態度」とは、互いの大切さを認め合い、他の人との人間関係を調整し、自他の要求を共に満たす解決方法を見いだしていこうとする態度のことで、

このように、(1)では、自己を肯定する感情を養うとともに、物事の判断基準となる価値観や他の人との共存を願おうとする態度をはぐくむという人権を学ぶ上で基礎となる力を身につけることを目標として設定しています。

### (2) 人権教育の具体的な目標2

「人権の意義・内容やその重要性について、理性及び感性の両面から理解を深める」とは、「人権」の概念や意義・重要性について正しい知識を身につけることと、人権に関わる問題を直感的にとらえる感性を養うことを述べたものです。

「自らの権利の行使とそれに伴う責任」とは、人は誰でも人間らしく生きるために発言し行動する権利を持つということ、自分で決定したことに対しては責任が生ずるという考えを述べたものです。

このように、(2)では、人権の概念や権利を行使する意義などを学び、社会に存在する人権課題に目を向け、解決しようとする態度をはぐくむことを目標として設定しています。

### (3) 人権教育の具体的な目標3

「多様な文化や個人の価値観等を尊重し」とは、違いが偏見や差別につながることが多いことから、互いの違いを受け入れ、尊重することの大切さを述べたものです。

また、「伝え合い」以下は、人権問題を解決し、人権が尊重される社会を築くためには、多くの仲間とともに協力して物事を進める能力を身につけ、社会に参加し、決定に参画することが重要であるという考えを述べたものです。

このように、(3)では、文化や個人の多様性を認め合うこと、社会に参加する中で、多くの人の合意を得て人権問題の解決に取り組むための能力を身につけることを目標として設定しています。

## 2 教育行政

目標を達成するために、行政として実態の把握に努め、実情に即した施策を効果的に展開することを旨として述べています。また、人権教育が行われる場である学校、家庭、地域（NPO等を含む）の連携を促進する役割を果たす必要性があることを述べています。

## 3 学校教育

学校において人権教育を行う際の基本的な考え方を述べています。

「人権が尊重される環境づくり」とは、教職員や子どもが互いの大切さを認め合う学校づくりを進めることであり、人権教育を行う上で基礎となる重要なものです。

「子どもの実態を十分に把握し」とは、子どもの生活や学力、人権についての理解・意識のみならず、子どもの思いや保護者の願い、家庭環境・地域環境等についても把握する必要があることを述べたものです。

「一人一人を大切にした教育」とは、一人一人を見つめ、課題を明らかにし、個に応じたきめ細かな指導を行うことの必要性を示しています。

「人権尊重の精神を生活の中で生かせるよう」とは、生命や人権を尊重する精神を培い、それが日常生活において態度や行動に現れるようになることを述べたものです。

「教職員の共通理解のもと、発達段階に応じ教育活動全体を通じた計画的な指導に努める」とは、人権教育の全体計画、年間指導計画、学習プログラム等を作成し、指導にあたることの必要性を示すものです。教育活動全体を通じた指導や学年間、校種間の連携が必要であるという意味も込めていま

す。

#### 4 社会教育

社会教育において人権教育を行う際の基本的な考え方を述べています。

「一人一人が自分らしく生きることができる住みよい社会の実現」とは、個人の尊厳や違いを認め合い、それぞれが自己実現を図ることができる社会、すなわち人権が尊重される社会を意味しています。また、共に生き互いに支え合う社会をつくるという「地域福祉」の考え方も含めています。

社会教育として、学習機会の充実を第一に考え、「人権に関する多様な学習機会の充実を図る」としています。「など」とは、情報の提供や学習相談等を意味します。

「人権についての学習活動の振興と充実」とは、NPO等を含め県民の主体的で積極的な学習活動の振興を図ることを目指したものです。

#### 5 家庭教育支援

家庭における教育は、乳幼児期から豊かな情操や思いやり、いのちを大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむという点で、すべての教育の出発点となる重要なものです。また、保護者が持っている人権感覚は、その態度や言動を通じて子どもに伝わるものであり、保護者自身が偏見を持たない、差別をしないなど、日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが大切です。

こうしたことから、家庭において人権に関することが話し合われ、また、保護者自身が偏見を持たず差別等をしないという姿勢を子どもに示すことができるよう家庭教育の支援に努めることを述べています。

#### 6 指導者の養成

人権教育の在り方について調査・研究を進め、指導者が人権や人権問題について正しく理解し、効果的な方法により学習活動を深められるよう研修の機会や内容を充実することを中心に取り組んでいくことを述べています。

なお、「指導者」とは、学校の教職員や社会教育における指導者を意味し、「学習者」とは、幼児児童生徒及び社会教育における学習者を意味します。

また、自ら人権意識の高揚に努めることと、権利を学んだことによって出された学習者（人権を侵害されている当事者を含む）の意見を受け止め、それを学習活動に生かすことも指導者として重要な資質であることを述べています。

#### 7 人権侵害への対応

関係者（当事者を含む）の所属する機関等が取組の主体となることを述べています。また、関係者や人権を学習しようとする一人一人が、差別や虐待などの人権侵害について自らの問題として学び、人権問題の解決に向かって行動できる機会とするという意味を込めています。

なお、取組にあたっては、関係者の声を受け止め、事実を正確にとらえ、問題の背景等を分析し、関係機関等とも連携しながら、課題の解決を図っていくことが重要です。